

令和7年鉾田市農業委員会10月定例総会議事録

日 時	令和7年10月24日（金）午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出
	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出
	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出
	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出
	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出
	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出
	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出
	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出
	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出
	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出
	11番	石田 一博	欠	23番	山口 正重	出
	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	欠
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長					
議 長	6番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	16番 城田 俊男 17番 本沢 千代					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について					
	議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について					
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について					
	議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について					
	議案第 6 号 令和7年度農作業臨時雇標準賃金の変更について					
	報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について					

	報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事務局 定刻前ですが、おそろいになりましたので、令和7年銚田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。 会長 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。 どうも皆さん、こんにちは。稲の収穫も終わりました、今サツマイモの収穫が本番となる中で、連日天気の方もちょっと若干悪いながらも、一生懸命今サツマイモの方も収穫しているような、そういうことでございます。サツマイモの方も、若干幾らか値が下がったような声が聞かれますけれども、それほど極端に下がったような感じではございませんようなことでございます。値段が下がることは、あまり非常によくないのですが、やはり農産物が高くなければ農家の方が非常に困るということで。 政府の方も、新しい総理が決まったということで、女性初の総理ということで、日本国内に限らず世界にも注目されて、高市早苗の信念はドイツのメルケル首相、あれのように、鉄の女とか何とかという、それが目標のような話も本人からテレビのほうに映っておりますけれども、我々が油のことで、鉄の女と言われるような大なたを振るっていただく油でございますね。暫定税率廃止ということで、25円くらいリッターに対して下がるような、そういうことを今年、年度内に決めるような、そういうこともっております。 それに引き換え軽油の方も、ガソリンばかりではなく軽油の方も引取税で下げて、やはり今言ったそのくらいの値段で下げるような、そういう話がちょっと新聞に出ていたものですから、やはりこれは農家にとって、非常に油が下がることはいいことかなと思っております。作っているものが高く売れて、それに使うものに油がなくてはどんな機械も動きませんけれども、その油が値段が下がるということは非常にいいことでございますけれども、それに対して農作業に使う機械は全然下がるような様子はないです。 これからは、今の総理がどうかじを取って、我々一般市民が
--	--

	いい生活を送れるか、非常に期待して楽しみなことではございません。公明党さんと縁を切って、日本維新の会と手を結んで、それでもやはり人数が少し足りないということだけれども、やはり無所属だとか、いろいろほかの党からも協賛を得ながら政権を担っていくということで、我々市民にとって、市民だけでなく県民、国民にとっていいことであるかのようにございます。トランプが27日に来てどういう話をするか、それによって注目を浴びております。 それと、私たちが視察研修に行くときに、4、5でございますけれども、5日の日が衆議院議長公邸を一応見学するようでございますけれども、何か本会議がもしかしたら入る可能性があるということでございます。本会議が入ってしまうと、議長公邸が非常に難しいということでございますけれども、そのときには衆議院本会議のほうを傍聴できるような、そういう形で取っております。■■■■■ ■■■■■ 11時45分に国会に入っていただければ、もしかしたら議長公邸で昼食を取って、それから本会議を見学するような、そういう感じで取れるような感じでございます。ちょっと国会のことでございますので、外国の要人が来て予定が変わる場合がございますけれども、今のところそういうような感じでございますので、ひとつ我々は議長公邸を見たほうがいいかなと思っていますけれども、相手があるものですから、そういうことでございますので、皆様にご了承のほうをひとつしていただきたいと思います。 そういうことで、今日もひとついろいろな審議の案件ありますので、慎重審議皆さんでよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。
議長	それでは、ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。

議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、16番 城田俊男 委員、17番 本沢千代 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 11番、石田一博委員、24番、小室満委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番について、ご説明いたします。 申請件数につきましては1件、地目、畑1筆。面積は988平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買となっております。農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議	長	それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■委員の退席を求めます。 (■番 ■ 委員退席 午後2時05分)
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員		16番の城田です。3条1番、■さんの案件の説明に入ります。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、この土地を■さんが■年くらいにわたり借地として耕していましたが、■さんにより売買の話となり、経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということです。■さんは、サツマイモ、ニンジン、米などを中心とした農家であり、後継者の■さんと親子にて熱心に取り組んで増産するために申請地を取得したいとのことです。譲受人は農作業に常時250日以上従事しており、地域との調和要件において支障はないと考えられますので、権利移動に係る許可要件についても問題がないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	■番、■委員の入場を認めます。 (■番 ■ 委員入場 午後2時07分)
議	長	それでは、番号2番から番号19番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局	番号2番から番号19番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては18件、地目、田5筆、畑22筆、計27筆。面積は5万6,417平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買6件、普通贈与12件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、番号2番から番号4番について地元委員の説明を求めます。
伊藤美智男委員	2番、伊藤です。申請番号2番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■代表、■■■■さんは、ご近所で知人の間柄でございます。このたび、申請地に隣接する農地と一体で利用したいということで、贈与が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、畑を譲り受けて、コマツナ等葉物野菜を作付するとのことです。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、申請番号3番についてご説明します。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんはご近所で知人の間柄でございます。このたび、申請地に隣接する農地と一体で利用したいということで、贈与が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、畑を譲り受けて、コマツナなど青物野菜を作付するとのことです。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、申請番号4番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんはご近所であり、知人の間柄でございます。このたび、申請地に隣接する農地と一体で利用したいということで、贈与が円満にまとまったということでございます。小島央さんは、畑を譲り受けて、コマツナ等青物野菜を作付するとのことです。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほど

	お願いいたします。 この3件につきまして補足しますと、■■■■さんの畑の隣の畑を■■■■さんが耕作していたので、■■■■さんが■■■■さんに畑を一体で作りたいから、別の畑と交換してほしいと打診したところ、快く返事をもらったのですが、調べたところ、■■■■さんが耕作していた畑は■■■■さんの畑で、■■■■さんも■■■■さんの畑を作っていたということが分かりまして、■■■■さんと■■■■さんと■■■■さんの3者で相談したところ、それぞれがそれぞれに贈与するというふうに着うまく話がまとまったということでございます。ちょっとややこしいですけども、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議 長	続きまして、番号5番、番号6番について地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員	3番の荒野です。よろしくお願いします。5番についてご説明申し上げます。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございまして、■■■■さんについては■■■■に当たります。■■■■さんと■■■■さんは、申請地を共有名義で持っておりまして、このたび贈与により農業経営安定のため、■■■■さんの持分を■■■■さんに全部移転したいとのことでございます。■■■■さんは、メロンを作付することとでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと思われます。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、6番でございまして。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございまして。このたび、新規就農のため、贈与が円満にまとまったということでございまして。■■■■さんは、実家に隣接する畑を譲り受けまして、サツマイモを作付することとでございます。農機具につきましては、ご近所の知人であります■■■■さんから借りるということで、現地も確認済みでございまして。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。

議 長 菅谷美尚委員	は、トマト、葉物野菜などの施設園芸を中心に作付を行っており、熱心に農業に取り組んでいるところでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号11番から番号14番について地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。11番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんは、家族■■■人と従業員■■■名で■■■■■■■■■■を経営している大規模農家さんです。譲渡人、■■■さんは、相続した田を■■■さんに作付していただいていたのですが、このほど売買の話がまとまったとのことです。■■■さんは、購入した後も稲作を続けるとのことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、12番について説明いたします。譲受人、■■■さんは■■■年くらい前、■■■にある■■■さんの家を購入して住むようになりました。道路を挟んだ向かい側に■■■さんが所有していた小さい田んぼがあったのですが、■■■に住んでいるため耕作ができておらず、家を買ってくれた■■■さんとの間で贈与の話がまとまったとのことです。■■■さんは新規就農ですが、家庭菜園などをしていて、小さな耕運機や草刈り機などがあり、耕作は続けられるとのことです。家庭菜園でしたいとのことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、13番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■■■■■■■■ということです。贈与で取得した農地を地元の■■■さんに耕作していただいていたのですが、このほど2人の間で贈与の話がまとまったとのことです。■■■さんは今までどおり、贈与された畑でサツマイモを作付することのことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、14番について説明いたします。■■■■■さんと■■■さんは、■■■さんが■■■さんです。耕作は■■■さんがされていましたが、■■■さんが■■■■■■■■■■ため、■■■さんに贈与するという話がまとまったそうです。■■■さんは、これまでどおり稲作などをして作付することのことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。
--------------------------	--

議長 箕輪秀克委員	続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。 1番、箕輪です。申請15番について説明いたします。 譲受人、[]さんと譲渡人、[]さんは知人の間柄という事です。このたび、経営規模拡大のため、売買が円満にまとまったということでございます。[]さんは、サツマイモを中心とした農家であり、家族[]人、実習生[]人とともに規模拡大を図るということです。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件についても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 村上勝信委員	続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。 5番、村上です。譲受人、[]さんと譲渡人、[]さんは親子の間柄です。このほど、新規就農のため、贈与が円満にまとまったということでございます。[]さんは、自宅に隣接する畑を譲り受け、サツマイモを作付するとのことでございます。農機具については、[]さんから借り受ける予定で、現地も確認済みであります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 関根薫委員	続きまして、番号17番、番号18番について地元委員の説明を求めます。 8番、関根です。17番について説明いたします。 受人の[]さんと渡人の[]さんは知人の間柄でございます。このたび、[]さんの農業経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったようです。[]さんは、[]規模をやっています、この件は購入する畑のところが現状サツマイモがまだ収穫していない状態で、ここのサツマイモ畑に、[]計画どおりいかないだろうなと思って、疑いは持っては行きましたけれども、それは行政書士さんも、常に私もパトロールして、その場所はチェックさせてもらいますということで、おおむね問題ないと思われまますが、耕作の要件も[]さんも[]以外にも野菜も

		作っておられて、農地法第3条第3項の権利移動に係る調和要件においても問題ないと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。 続いて、18番についてご説明いたします。受人の■■■■さんと、■■■■代表取締役、■■■■さんという方なのですが、■■■■さんの■■■■が■■年間の有効期限がありまして、知人の間柄で、今回贈与ということです。これも事務局と現地を確認して、受人の■■■さんは■■■■を手伝いながら農業経営に取り組んでいきたいと。内容に関しては新規就農ですが、■■■■をやると。そのための■■■■を■■として、畑を購入してこれからやっていきたいと。トラクターも、国産の105馬力のトラクターがありまして、そのほかそれにまつわる消毒の機械も全て確認をしました。今回贈与の農地に関しては、問題ないと思われます。農地法第3条第3項の権利移動に係る調和要件においても問題ないと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。
議	長	続きまして、番号19番について地元委員の説明を求めます。
	井川栄委員	15番、井川です。19番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、サツマイモなどを中心に作っている農家であります。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	それでは、番号2番から番号19番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号19番について申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番から番号19番を申請どおり許可と決定いたします。

		(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事 務 局		令和7年10月10日付銚農振第450号で農業振興地域整備計画の変更認可について意見を求められております。土地につきましては、議案書6ページのとおりでございます。申請件数2件、筆数2筆、面積1,381平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅、太陽光発電設備でございます。意見書(案)につきましては記載のとおりでございます。令和7年10月24日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利

		の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積766平方メートル。賃借人、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]。転用施設、資材置場766平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに、申請地を[REDACTED]として利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
		以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口陽一委員		10番、山口です。1番について報告いたします。 去る10月15日に、10番、山口、15番、井川委員、7番、菅谷委員と、あと事務局の方で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置であります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、水田と山林に囲まれた場所であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適当と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員		4番、大貫です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでございました。 地図は、1ページの左側になります。[REDACTED]の[REDACTED]から[REDACTED]へ向かって、[REDACTED]となりまして、急な坂を越えますと、だんだん[REDACTED]になります。急な坂の手前を[REDACTED]から向かって左側に戻りまして、右に田んぼがあり、[REDACTED]さんのお宅の隣が赤く塗ってある地域であります。[REDACTED]さんは、[REDACTED]におりまして、[REDACTED]をしております。もうしばらく前から自宅に

		は帰ってこず、後継者も自宅には戻らないということで、自分の農地は手放そうという考えで、最近、近所の人に農地を持っているのですが、手放している次第であります。そして、その■■■■■さんの話では、もう■■■■■年以上前からこの土地は耕作放棄でありまして、もともと田んぼであったわけですがけれども、もったいないから■■■■■に使おうかなということで、■■■■■さんに聞いたら大丈夫ですよということで、使用していた状態であります。左側は崖っぽい山になっていて、道路からはずっと田んぼなのですがけれども、農地としても復旧することはできなく、本人も耕作する気力がないということで、■■■■■として使うのは差し支えないと思いますので、よろしくご審議ください。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号2番、権利、使用貸借。申請地、■■■■■，地目、田、面積1,330平方メートル。同じく■■■■■，地目、田、面積290平方メートル。計2筆、1,620平方メートル。使用借人、■■■■■。使用貸人、■■■■■。転用施設、土砂の一時仮置場、1,620平方メートル。事由、■■■■■発注の■■■■■工事で発生した土砂の仮置場として申請地を借り受けて一時的に利用したい。令和7年11月1日から令和10年10月31日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	■番, ■委員の入場を認めます。 (■番 ■委員入場 午後2時41分)
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局 番号3番, 権利, 売買。申請地, ■, 地目, 畑, 面積202平方メートル。譲受人, ■, ■。譲渡人, ■, ■。転用施設, 自己住宅, 82平方メートル。事由, 現在住んでいる住宅が老朽化したため, 隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅	谷卓司委員	7番, 菅谷です。申請番号3番についてご報告いたします。 場所につきましては, 地図2ページの左側の位置になってございます。詳細につきましては, 地元委員さんよろしく願いいたします。申請地は, 現地調査意見書のとおりでございます。農地区分は第2種農地と判断をいたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告をいたします。
議	長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
菅	谷美尚委員	22番, 菅谷です。3番についてご説明いたします。 まずは現地調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。場所は, 地図2ページ左側になります。■交差点を■方面に向かい, 約■メートル地点に■さんがある角を左折, すぐ右折して約■メートルの場所にあります。右側になります。譲受人, ■さんと譲渡人, ■さんは同地区の知人の関係だそうです。■さんが長年住んでいた住宅が老朽化したため, 自分の家の隣接地にある農地を■さんから買い受け, 自己住宅を建築したいとのことです。問題のない案件とされますので, よろしくご審議お願いい

		たします。
議	長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号4番、権利、売買。申請地、 、地目、畑、面積765平方メートル。同じく 、地目、畑、面積2,035平方メートル。計2筆、2,800平方メートル。譲受人、 譲渡人、外名。転用施設、特定建築条件付売買予定地、2,800平方メートル。事由、 を営んでおりますが、申請地が住宅地として適しており、建売住宅の需要が多くあるため、譲り受けて建売住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
山口陽一委員		10番の山口です。4番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置であります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、住宅と山林とに囲まれた第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。

大貫修一委員	4番, 大貫です。現地調査員の皆様, ご苦労さまでございました。まず, 地図の説明をしたいと思います。■■■■の向かいに■■■■があります。そして, そのちょうど真後ろになります。■■■さん, ■■■さんと■■■さんは, 以前からの知り合いでありました。そして, ■■■さんがこの場所に建売住宅を建てたいということで, 土地を売ってくれないかということで話がまとまったということでございます。この土地は, 私も見に行きましたが, 道から北へ向かって少しずつ下り坂になっていて, それで土が壁がかっていて, あまり作付には適しない土地だということであります。私が見たところ, こから辺には住宅とかお店とか, いろんなものがどんどん建っていく場所であり, 住宅を建てるには何ら問題ない場所だと思いますので, よろしくご審議ください。
議 長	それでは, 番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 関連があるので, 番号5番から番号7番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号5番から番号7番を続けて説明いたします。 番号5番, 権利, 使用貸借。申請地, ■■■■, 地目, 田, 面積860平方メートル。同じく■■■■, 地目, 田, 面積2, 589平方メートル。計2筆, 3, 449平方メートル。使用借人, ■■■■, ■■■■代表取締役■■■■。使用貸人, ■■■■, ■■■■外■名。転用施設, 仮設道路, 資材置場, 3, 449平方メートル。 続きまして, 番号6番, 権利, 使用貸借。申請地, ■■■■, ■■■■, 地目, 田, 面積250平方メートル。同じく■■■■

	■■■■■，地目，田，面積６０平方メートル。同じく■■■■■，地目，田，面積１，５８２平方メートル。計３筆，■■■■■平方メートル。使用借人，■■■■■，■■■■■代表取締役，■■■■■。使用貸人，■■■■■，■■■■■外■■名。転用施設，仮設道路，資材置場，１，８９２平方メートル。 続きまして，番号７番，権利，使用貸借。申請地，■■■■■，地目，田，面積６８４平方メートル。同じく■■■■■，地目，田，面積１８９平方メートル。同じく■■■■■，地目，田，面積１０８平方メートル。同じく■■■■■，地目，田，面積８１平方メートル。計４筆，１，０６２平方メートル。使用借人，■■■■■，■■■■■代表取締役，■■■■■。使用貸人，■■■■■，■■■■■外■■名。転用施設，仮設道路，資材置場，１，０６２平方メートル。事由，■■発注の■■■■■工事に使用する仮設道路及び資材置場として，申請地を借り受けて一時的に利用したい。令和７年１１月１日から令和８年４月３０日までの一時転用となっております。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	１５番，井川です。５番，６番，７番について報告いたします。 場所は，３ページの左側です。詳細につきましては，地元委員さんをお願いします。申請地は，集団的に囲まれた農地であり，農地区分は第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。
議長	それでは，地元委員の説明を求めます。
山口陽一委員	１０番，山口です。現況調査員さんには，ご苦労さまです。番号５番についてご説明いたします。 申請地は，地図３ページの左側です。場所は，■■■■■から右に分かれて１キロぐらい行ったところ。このたび，■■■■■発注の■■■■■工事に使用する仮設道路及び資材置場として■■業者，■■■■■が請け負った案件です。一時転用の期間は，令和７年１１月１日から令和８年４月３０日までです。問題ない案件と思われますので，よろしくご審議のほどお願いいたし

		ます。
議	長	それでは、番号5番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番から番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号5番から番号7番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第4号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号1番、届出地、XXXXXXXXXX，畑，655平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXX。事由，高低差解消。期間は令和8年4月24日までとなっております。以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷卓司委員		7番，菅谷です。申請番号1番についてご報告いたします。 場所につきましては，地図3ページ右側の位置でございます。申請地は，令和7年2月25日，当委員会におきまして同意済みの案

議 長 草野克信委員	件で、当初申請655平方メートルの約半分の面積は高低差解消改良済みでありました。今回、残ってしまいました面積分について期間延長を令和8年4月24日までの6か月とする申請内容でございます。改良後は、ハウレンソウを作付する予定でございます。以上でございます。 続きまして、地元委員の説明を求めます。
	14番の草野です。1番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。報告とおりでございます。申請地は、地図3ページの右側です。県道■■■■線を■■■■して■■■■交差点の500メートルほど先を右折しますと、地図右下から中央に走る道路になり、400メートル先を左折して50メートル先の左側になります。■■■さんは、ハウレンソウを中心に作付する大規模農家で、今回申請地が道路より2メートル以上低いため、土を入れて道路と同じにして高低差解消を図り、ハウレンソウを栽培するそうです。土は、■■■■地内で■■■■発注工事で発生する土砂を使用するそうです。前回申請より6か月が過ぎるための再申請です。問題のない案件ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議とおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番を協議とおり同意することに決定いたします。 (議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)

議 長	続きまして、議案第5号 「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては2名、筆数は4筆で、合計面積は1万8,799平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年10月24日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第6号 令和7年度農作業臨時雇標準賃金の変更について)
議 長	続きまして、議案第6号 「令和7年度農作業臨時雇標準賃金の変更について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。

事 務 局	この案件につきましては、今年の3月に定例総会において、日雇作業の金額を8,100円に決定いたしましたが、今回10月12日付で茨城県の最低賃金が、1時間当たり1,005円から1,074円に変更になったことにより、現在の標準賃金8,100円では最低賃金を下回ってしまうことから、8時間の日雇賃金を8,100円から8,600円（1時間当たり1,074円）に変更してよろしいかお伺いします。なお、請負作業については変更ございません。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 令和7年度農作業臨時雇標準賃金の変更については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。2筆で面積は7,841平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。

	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。
	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	6件の届出がございました。16筆で面積につきましては合計で4万9,891平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。
	以上でございます。
	(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。
	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	1件の届出がございました。2筆で地目、畑、面積1,409平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和7年9月26日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。
	以上でございます。
	(報告第4号 農地法制限除外の届出について)
議長	続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。

事務局	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 1件の届出がございました。番号1番，届出地，[REDACTED]，地目，田，面積420平方メートル。申請人，[REDACTED]，[REDACTED]，[REDACTED]。転用施設は工事用道路となっております。 以上でございます。
	(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議長	続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	法務局より1件の照会がございました。番号1番，1筆で地目，畑から山林への変更。現況地目を確認し，非農地であったことから，令和7年9月25日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議長	それでは，以上で議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして，何かほかにありましたらお願いをいたします。 事務局，どうぞ。
事務局	事務局職員の[REDACTED]のほうで11月14日から[REDACTED][REDACTED]しばらくお休みということになりますので，しばらく来れないので，こちらのほう今後，次に出てきたときのためによりしくお願いします。代わりに会計年度任用職員を11月4日から雇う予定になっておりますので，こちらのほうもよりをお願いいたします。 私のほうからは以上です。
議長	では，そのほか。どうぞ。

菅谷美尚委員	すみません。4日の研修に関してなのですが、どういうふうな格好で行けばいいですか。
事務局	一応仕事なので、今研修も総会と同じ格好をお願いします。
菅谷美尚委員	違う違う、ネクタイするとか。
事務局	ネクタイもします。11月からノーネクタイにしていけないので。
菅谷美尚委員	一応では研修場所に行くまではネクタイはいいの。
事務局	バスの中なので、そんなようなことでいいと思います。研修中は必ず。
菅谷美尚委員	研修が終わった次の日は、国会に行くときも同じ格好ですね。
事務局	国会のときも、やはりきちんとした格好のほうがよろしいかと思います。
菅谷美尚委員	分かりました。
事務局	先ほどお話ししたように、バスの中だとしわくしゃになってしまうので、そのときはジャンパー着ていてもバスの中はいいと。研修のときだけ上着を着ていただくというような形で、ネクタイと、そういう形でお願いいたします。
議長	バスの中はジャンパー着ていたっていいだろう。
事務局	すみません。一応バッジとネクタイがあれば、身分証明書のほうは必要ないと思われますので、よろしくお願いします。
大貫修一委員	7時集合だよね。
事務局	7時集合です。
大貫修一委員	出発は何時。
事務局	7時集合で、7時15分出発になりますので、必ず7時までには市役所の駐車場のほうに来ていただければと思います。

大貫修一委員	大洋の人はここへ来るの。
議 長	大洋は大洋で行けばいい。
事 務 局	鉾田で乗って大洋に行くという。
菅谷美尚委員	[REDACTED]
大貫修一委員	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
大貫修一委員	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議 長	あと、そのほかに何かありますか。どうぞ。

箕輪美代子委員	4日の農協行くのにもちゃんとした服装ですか。
議長	ああ、4日の日。やっぱり仕事だから。研修だから。
箕輪美代子委員	ああ、そうなのだ。
議長	あそこも、やっぱりJAの方があそこで研修やる宿舎があるので
	すよ。そこで、宿舎で泊まって、1週間なり2週間なり泊まるところ
	ですから、その所長が、スタッフが、一応我々の視察、やはり
	受け入れてくれるため、あくまでも視察なので、あとネームはいら
	ない。バスの中は構わない。あまりにも失礼なので、あくまでもき
	ちんとやっていただければと思います。
	あと、何かありますか。そのほかどうでしょう。
	(なしの声あり)
	何もなければ、これで終わりにしたいと思います。
議長	議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。
	以上をもちまして、銚田市農業委員会10月定例総会を閉会いた
	します。今日はどうもご苦労さまでございました。
	午後3時17分 閉 会
	署 名 人
	議長(会長)
	16番 委 員
	17番 委 員